

令和7年度運営指導の指摘事項について
(介護報酬に係るもの)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和8年3月

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（1）

1 【各施設共通】

① 協力医療機関連携加算（施設サービス、特定施設入居者生活介護）

■ 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入所者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に行うことを評価するものである。

（中略）

会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

（指摘事項）

- 会議の概要を記載した記録が残っていなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（2）

② 栄養マネジメント強化加算（施設サービス）

■ 低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者に対し、管理栄養士等が栄養ケア計画に基づき、**食事の観察を週3回以上行い**、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施すること。

▶ 次の点に十分注意すること。

・ **食事の観察を行った日付と食事の調整や食事環境の整備等を実施した場合の対応**を記録すること（R6緑本P906参照）。

（指摘事項）

● 記録上、食事の観察を実施していることが確認できなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（3）

③ 科学的介護推進体制加算（各施設共通）

- 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る**基本的な情報を、厚生労働省（科学的介護情報システム（LIFE））へ提出**した場合に算定するもの。
- 必要に応じてサービス計画を見直すなど、LIFEへの提出情報等を活用していること。
- LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「**科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について**」（R6緑本P875）を参照のこと。

（指摘事項）

- 少なくとも3月ごとにLIFEへの情報の提出が必要であったが、**提出すべき月にできていなかった。**

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（4）

④ サービス提供体制強化加算（各施設共通）

■ 職員のうち、有資格者、勤続年数、常勤の者の割合が一定以上の場合等に算定するもの。

（指摘事項）

- 勤務実績が必要な要件を満たさないにもかかわらず、当加算を算定していた。
- 機能訓練指導員等と兼務している介護職員について、機能訓練指導員の勤務時間が算入されていた。
- 算定の要件を満たしていることを確認できる記録が残っていなかった。

▶ 職員の割合は、前年度（3月を除く）の平均により算出するものであるが、**介護職員としての勤務時間を確認し**、介護福祉士資格の有無や勤続年数に誤りがないか等を十分に確認のうえ、算定すること。

また、算出の記録は適切に保管すること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（5）

2 【各施設サービス】

（1）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

① 夜勤職員配置加算（R6青本P356、888等参照）

■ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定するもの。

（指摘事項）

- 夜勤を行う職員の数に、生活相談員や機能訓練指導員としての勤務時間を含んでいた。

▶ 次の点に注意すること。

・ 夜勤を行う職員の数は、歴月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（6）

（1）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

② **看護体制加算Ⅰ**（R6青本P350、886等参照）

■ **常勤の看護師を1名以上配置**していること。

（指摘事項）

- 看護師が併設する別の事業所を兼務していた。

▶ 次の点に注意すること。

・ 本体施設と併設短期の両方で算定する場合、本体施設と併設短期のそれぞれを担当する常勤の看護師が必要（R6緑本P208参照）。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（7）

（1）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

③ 看護体制加算Ⅱ（R6青本P350、886等参照）

■ 看護職員の数が、入所者（利用者）の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること、介護老人福祉施設においては、それに加えて最低基準に1を加えた数以上であること。また、24時間の連絡体制（オンコール等）を確保すること。

（指摘事項）

- 介護老人福祉施設における看護職員の員数が明確になっていない。

▶ 次の点に注意すること。

- ・ 本体施設と併設短期の看護職員を兼務する場合、勤務実態等に応じて按分し、常勤換算数を算出すること（R6緑本P208参照）。
- ・ 看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合、機能訓練指導員としての業務に従事する時間は、常勤換算の看護職員数に含めないこと（R6緑本P209参照）。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（8）

（1）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

④ 療養食加算（R6青本P364、914等参照）

■心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は加算の対象とはならないこと。また腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については総量6.0g未満の減塩食をいうこと。

（指摘事項）

- 心臓疾患等の減塩食として提供されている食事において、食塩の総量が6.0gを上回る日があった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（9）

（1）介護老人福祉施設

⑤ 初期加算（R6青本902、緑本p180等参照）

■ 当該指定介護老人福祉施設の併設の短期入所生活介護の利用者が、日を空けず当該施設に入所した場合、**入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数**に限り算定する。

（指摘事項）

- 利用日数の控除がされていなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（10）

（1）介護老人福祉施設

⑥ 日常生活継続支援加算（R6青本883等参照）

■ 介護職員に占める介護福祉士の割合が一定以上の場合に算定するもの。

（指摘事項）

- 併設短期と兼務する介護職員について、勤務時間の按分をしていなかった。

▶ 次の点に十分注意すること。

- ・ 本体施設と併設短期の介護職員を兼務する場合、勤務実態等に応じて按分し、常勤換算数を算出すること（R6緑本P204参照）。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（11）

（1）介護老人福祉施設

⑦ 配置医師緊急時対応加算（R6青本916等参照）

■ 配置医師が**通常の勤務時間外**に、施設を訪問して入所者に対し診療を行い、診療を行った理由を記録した場合に算定するもの。

（指摘事項）

- 施設が診療を依頼した時間について記録していなかった。

▶ 次の点に注意すること。

・ 施設が**診療を依頼した時間**、**配置医師が診療を行った時間**、**内容について記録**を行わなければならない。

・ 施設と配置医師の間で、病状等についての情報共有の方法、曜日や時間ごとの医師との連携方法等を事前に定め、1年に1回以上見直しをすること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（12）

（2）短期入所生活介護

① 緊急短期入所受入加算（R6青本P360、361等参照）

■ 緊急利用者にかかる**変更前後の居宅サービス計画**を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。

■ 算定対象期間は原則として7日以内。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を**記録した上で**14日を限度に引き続き加算を算定することができる。

（指摘事項）

- 変更前の居宅サービス計画を保存していなかった。
- 7日を超えて算定していたが、やむを得ない事情について記録がなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（13）

（3）介護老人保健施設

① 入退所前連携加算（Ⅱ）（R6青本P972、P973参照）

■ ト注4 入退所前連携加算(Ⅱ)については、□に掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

□ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

（指摘事項）

- 退所後、認知症高齢者グループホームを利用する場合に算定していた。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（14）

（3）介護老人保健施設

② 所定疾患施設療養費（R6青本P988参照）

- 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定できる。

※対象となる入所者の状態は以下のとおりである。

- ①肺炎
- ②尿路感染症
- ③帯状疱疹
- ④蜂窩織炎
- ⑤慢性心不全の憎悪

- 算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する**投薬**、**検査**、**注射**、**処置**等の実施状況を公表していること。

（指摘事項）

- 前年度における治療の実施状況を公表していなかった。
- 前年度における実施状況の公表を件数のみ行っていた。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（15）

（3）介護老人保健施設

③ 排せつ支援加算（Ⅲ）（6青本P996、997等参照）

■イ(1)から(3)まで並びにロ(2)（一）及び（二）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ(2)（一）施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと

ロ(2)（二）施設入所時にオムツを使用していたものであって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。

（指摘事項）

- 施設入所時にオムツを使用していなかった入所者に対して加算を算定していた。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（16）

（4）特定施設入居者生活介護

① 看取り介護加算（6青本P510参照）

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に対して内容を説明し、同意を得て、医師その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施し、看取りに関する職員研修を実施した場合に算定する加算である。
- 加算対象となる利用者として、**医師が回復の見込みがないと診断し、**医師等の職種の者が**共同で作成した計画**について、**説明を受け、同意**している者であること。

（指摘事項）

- 医師等が共同で利用者の介護に係る計画を作成し、説明・同意を得ていなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（17）

（4）特定施設入居者生活介護

② 口腔・栄養スクリーニング加算（6青本P506参照）

- 利用開始時及び利用中 6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行い、確認した情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定するもの。
- 口腔及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（6緑本P890）を参照のこと。

（指摘事項）

- 口腔及び栄養のスクリーニングを行っていないにも関わらず、当該加算を算定していた。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（18）

（4）特定施設入居者生活介護

③ 退院・退所時連携加算（6青本P508参照）

- 利用者の退院又は退所に当たって、医療提供施設の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を策定し、サービスの利用に関する調整を行った場合に算定するもの。

（指摘事項）

- 利用者の退院又は退所に当たって、医療提供施設の職員から必要な情報の提供を受けていないにもかかわらず、当加算を算定していた。